

長 期

群 務 第 1 4 3 号

平成 1 4 年 3 月 2 2 日

各 所 属 長 殿

群 馬 県 警 察 本 部 長

深夜業務における女性職員の運用について（通達）

労働基準法（昭和22年法律第49号）の一部改正により女性に対する深夜（午後10時から午前5時までの間をいう。以下同じ。）業の規制が平成11年4月1日から解消されたことに基づき、本県警察の女性職員についても深夜業務における女性職員の運用並びに職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限について（平成11年4月27日付け群務第285号通達。以下「旧通達」という。）により運用していたところである。

しかし、社会全般における女性参画状況の進展により、本県警察の女性職員の運用を平成14年3月29日から次のとおりとするので、誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、平成14年3月29日をもって廃止する。

記

1 交替制勤務における深夜勤務

情報管理課照会センター等の交替制勤務は、女性警察官と女性普通職員の別にかかわらず行わせる。

2 宿直勤務における深夜勤務

- (1) 宿直ローテーションに組み入れた定期的な宿直勤務は、当分の間、女性警察官のみに行わせる。
- (2) 宿直命令者は、重大事件・事案又は大規模災害の発生、大規模な警衛の実施等に伴い宿直要員が不足する場合又は増強を図る必要があると認める場合は、女性警察官以外の女性職員に宿直勤務を行わせることができる。

3 その他の深夜勤務

所属長は、前記1及び2以外における深夜勤務（時間外勤務等）については、女性警察官と女性普通職員の別にかかわらず行わせることができるが、次の原則により行うこと。

- (1) 女性職員が担任する事務に関して深夜勤務を行わせる必要が生じた場合は、当

然、当該女性職員に行わせること。

- (2) 重大事件・事案等の発生等に伴う非常事態において深夜勤務を行わせる必要がある場合は、男性女性の区別なく、業務内容に応じて真に必要な職員に行わせること。

#### 4 深夜勤務に関する留意点

- (1) 宿直勤務及び夜間に睡眠を与える必要のある勤務を命ずる場合は、男性用と女性用を区別した仮眠室及び便所を設けること。
- (2) 深夜勤務中の安全の確保に努めること。
- (3) 妊産婦（妊娠中の女性及び産後1年を経過しない女性をいう。）が請求した場合は、深夜勤務をさせてはならない。
- (4) 子の養育又は家族の介護のため、深夜勤務の制限を請求した者については、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜勤務をさせてはならない。
- (5) その他健康状況、家庭状況等について、可能な限り配慮すること。